

別表 4

## 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
① 地方公共団体（地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体（※1）を含む。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、成田国際空港株式会社、地方住宅供給公社又は日本勤労者住宅協会が行う住宅の建設又は宅地の造成を目的とする事業（土地開発公社が行う公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号ニ《業務の範囲》に掲げる土地の取得に係る事業を除く。）の用に供するためにこれらの者に買い取られる場合	左欄に該当する住宅の建設又は宅地造成のために土地等を買取ったものである旨を証する書類（当該住宅の建設又は宅地造成の施行者に代わり、地方公共団体（地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体を含む。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、成田国際空港株式会社、地方住宅供給公社又は日本勤労者住宅協会で行う住宅の建設又は宅地の造成を目的とする事業（土地開発公社が行う公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号ニ《業務の範囲》に掲げる土地の取得に係る事業を除く。）の用に供するためにこれらの者に買い取られる場合	住宅の建設又は宅地造成の施行者	措置法34条の2 2項1号 措置法規則17条の2 1項1号	※1 「地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体」とは、地方公共団体が財産を提供して設立した団体（当該地方公共団体とともに国、地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。）で、都市計画その他市街地の整備の計画に従って宅地造成を行うことを主たる目的とするものをいう。 ※2 上記※1の「地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体」は、事業施行者になり得る。
② 措置法第33条第1項第1号《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》に規定する土地収用法等に基づく収用（同項第2号の買取り及び同条第3項第1号の使用を含む。）を行う者によって当該収用の対償に充てるため買い取られる場合	当該収用の対償に充てるために土地等を買取ったものである旨を証する書類	当該土地等の買取りをする者	措置法34条の2 2項2号 措置法規則17条の2 1項2号イ	
②の② 地方公共団体若しくは地方公共団体が財産を提供して設立した団体（当該地方公共団体とともに国、地方公共団体及び独立行政法人都市再生	左欄の契約に基づき当該収用の対償に充てるために土地等を買取ったものである旨を証する書類及びその契約書の写し	当該土地等の買取りをする者	措置法34条の2 2項2号 措置法規則17条の2 1項2号ロ	

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
機構以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。)又は独立行政法人都市再生機構で、措置法第33条第1項第1号《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》に規定する土地収用法等に基づく収用(同項第2号の買取り及び同条第3項第1号の使用を含む。)を行う者と当該収用に係る事業につきその者に代わって当該収用の対償に充てられる土地等を買収するべき旨の契約を締結したもによって当該収用の対償に充てるため買収される場合				
②の③ 住宅地区改良法第2条第6項《定義》に規定する改良住宅を同条第3項に規定する改良地区の区域外に建設するために買収される場合	(イ) 当該住宅地区改良事業のために土地等を買収したものである旨を証する書類 (ロ) 当該土地等の所在地が住宅地区改良法第6条第3項第1号《事業計画》に掲げる住宅地区改良事業を施行する土地の区域(当該改良地区の区域を除く。)内である旨を証する書類	当該土地等の買取りをする者  国土交通大臣	措置法34条の2 2項2号 措置法規則17条の2 1項2号ハ	
②の④ 公営住宅法第2条第4号《用語の定義》に規定する公営住宅の買取りにより地方公共団体に買収される場合	当該公営住宅の買取りにより土地等を買収したものである旨を証する書類	当該土地等の買取りをする地方公共団体の長	措置法34条の2 2項2号 措置法規則17条の2 1項2号ニ	
③ 開発許可(※)を受けて行われる一団の宅地造成事業で次に掲げる要件を満たすものの用に供するために、平成6年1月1日から平成23年12月31日までの間に、買収される場合 (イ) 当該造成に係る一団	(イ) 当該土地等を当該事業の用に供するため買収したものである旨、当該土地等の買取りをした年の前年以前の年において当該土地等が買収された者から当該事業の用に供するために土地等を買収したことがない旨及	当該土地等の買取りをする者	措置法34条の2 2項3号イ・ニ 措置法規則17条の2 1項3号	※ 都市計画法第29条第1項《開発行為の許可》の許可をいう。

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>の土地の面積（優先分譲宅地の合計面積を除く。）が5ヘクタール以上のものであること。</p> <p>(ロ) その事業により造成され、かつ、住宅建設の用に供される土地の面積が、当該造成に係る一団の土地の面積から都市計画法第4条第14項《定義》に規定する公共施設の用に供される土地の面積を控除した面積の2分の1以上であること。</p> <p>(ハ) その事業により造成され、かつ、公共施設の用に供される土地の面積が、当該造成に係る一団の土地の面積の10分の3以上であること。</p> <p>(ニ) 公募の方法により分譲される一の住宅の建設の用に供される土地（建物の区分所有等に関する法律第2条第1項の区分所有権の目的となる建物の建設の用に供される土地を除く。）の面積が170㎡（地形の状況その他の特別の事情によりやむを得ない場合にあつては、150㎡）以上であること。</p> <p>(ホ) 当該造成に係る一団の土地の面積が20ヘクタール未満である場合には、その一団の土地の面積のうちに優先分譲宅地の合計面積の占める割合が10%未満であること。</p> <p>(ヘ) 当該造成される宅地</p>	<p>び当該土地等が買い取られた者に対し当該事業により造成される宅地の分譲をすることを約して買い取ったものでない旨を証する書類（以下<u>3の2</u>において「買取り等を証する書類」という。）</p> <p>(ロ) 当該一団の宅地の造成に関する事業に係る宅地の造成及び宅地の分譲が左に掲げる要件を満たすものであることにつき認定をした旨を証する書類の写し</p>	<p>国土交通大臣</p>		

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>(優先分譲宅地を除く。)の分譲が公募の方法により行われるものであること。</p>				
<p>③の② 土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業で次に掲げる要件を満たすものの用に供するために、平成6年1月1日から平成23年12月31日までの間に、買い取られる場合(※)</p> <p>(イ) 当該造成に係る一団の土地(当該土地区画整理事業の施行地区内において当該土地等の買取りをする個人又は法人の有する当該施行地区内にある一団の土地に限る。)の面積が5ヘクタール以上のものであること。</p> <p>(ロ) 公募の方法により分譲される一の住宅の建設の用に供される土地(建物の区分所有等に関する法律第2条第1項の区分所有権の目的となる建物の建設の用に供される土地を除く。)の面積が170㎡(地形の状況その他の特別の事情によりやむを得ない場合にあつては、150㎡)以上であること。</p> <p>(ハ) 当該造成される宅地(優先分譲宅地を除く。)の分譲が公募の方法により行われるものであること。</p>	<p>(イ) 買取り等を証する書類及び当該土地等が当該買取りをする者の有する土地と併せて一団の土地に該当することとなる旨を証する書類</p> <p>(ロ) 土地区画整理事業第98条第1項《仮換地の指定》の規定による仮換地の指定がない旨又は最初に行われた当該指定の効力発生の日の年月日を証する書類</p> <p>(ハ) 当該一団の宅地の造成に関する事業に係る宅地の造成及び宅地の分譲が左に掲げる要件を満たすものであることにつき認定をした旨を証する書類(当該土地区画整理事業に係る土地区画整理事業第4条第1項《施行の認可》の又は第14条第1項若しくは第3項《設立の認可》又は第51条の2第1項《施行の認可》に規定する認可の申請書の受理年月日の記載のあるものに限る。)の写し</p>	<p>当該土地等の買取りをする者</p> <p>土地区画整理事業を施行する者</p> <p>国土交通大臣</p>	<p>措置法34条の2第2項3号ロ・ニ 措置法規則17条の2第1項4号</p>	<p>※ 土地区画整理事業に係る同法第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項又は第51条の2第1項に規定する認可の申請があった日の属する年の1月1日以後(当該土地区画整理事業の同法第2条第4項に規定する施行地区内の土地等につき同法第98条第1項の規定による仮換地の指定(仮に使用又は収益をすることができる権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。)が行われた場合には、同日以後その最初に行われた当該指定の効力発生の日の前日までの間)に買い取られる場合(当該土地区画整理事業(その施行者が同法第51条の9第5項に規定する区画整理会社であるものに限る。)の施行に伴い、当該区画整理会社の株主又は社員である者の有する土地等が当該区画整理会社に買い取られ</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>③の③ 都市計画区域内において行われる一団の住宅建設事業で次に掲げる要件を満たすものの用に供するために、平成6年1月1日から平成23年12月31日までの間に、買い取られる場合</p> <p>(イ) 当該一団の住宅建設事業が都市計画法第4条第2項《定義》に規定する都市計画区域内において行われるものであること。</p> <p>(ロ) その事業により建設される住宅の戸数（優先分譲住宅の戸数を除く。）が50戸以上であること。</p> <p>(ハ) 優先分譲住宅の合計戸数が、当該建設される住宅の合計戸数の10%未満であること。</p> <p>(ニ) 当該建設される一の住宅（建物の区分所有等に関する法律第2条第1項《定義》に規定する建物の部分で住居の用途に供するものにあつては、当該部分）の床面積が50㎡以上200㎡以下であること。</p> <p>(ホ) 当該建設される住宅（優先分譲住宅を除く。）の分譲が公募の方法により行われるものであること。</p>	<p>(イ) 当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨、当該土地等の買取りをした年の前年以前の年において当該土地等が買い取られた者から当該事業の用に供するために土地等を買取ったことがない旨及び当該土地等が買い取られた者に対し当該事業により建設される住宅の分譲をすることを約して買い取ったものでない旨を証する書類</p> <p>(ロ) 当該一団の住宅建設に関する事業に係る住宅の建設及び住宅の分譲が左に掲げる要件を満たすものであることにつき認定をした旨を証する書類の写し</p>	<p>当該土地等の買取りをする者</p> <p>国土交通大臣</p>	<p>措置法34条の2 2項3号ハ・ニ 措置法規則17条の2 1項5号</p>	<p>る場合を除く。)に限り、この特例の適用がある。</p>
<p>④ 公有地の拡大の推進に関する法律第6条第1項《土地の買取り義務》の協議に基づき地方公共団体、土地開発公社、港務</p>	<p>同法第6条第1項の協議に基づき当該土地を買い取ったものである旨を証する書類</p>	<p>買取りをする者</p>	<p>措置法34条の2 2項4号 措置法規則17条の2 1項6号</p>	

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
局、地方住宅供給公社、 地方道路公社又は独立行政 法人都市再生機構に買 い取られる場合				
⑤ 特定空港周辺航空機騒 音対策特別措置法第4条 第1項《航空機騒音障害 防止特別地区》に規定す る航空機騒音障害防止特 別地区内にある土地が同 法第9条第2項《土地の 買入れ》の規定により買 い取られる場合	同法第9条第2項の規定 により当該土地を買い取っ たものである旨を証する書 類	特定空港の設 置者	措置法34条の 2 2項5号 措置法規則17 条の2 1項 7号	
⑥ 公共用飛行場周辺にお ける航空機騒音による障 害の防止等に関する法律 第9条の3第2項《空港 周辺整備計画》に規定す る空港周辺整備計画が定 められた同項の第1種区 域内にある土地等が、当 該計画に係る事業の用に 供するために地方公共団 体（地方公共団体が財産 を提供して設立した特定 の団体（※）を含む。）に 買い取られる場合	当該空港周辺整備計画が 定められた第1種区域内に ある土地等を当該空港周 辺整備計画に係る事業の用 に供するために買い取ったも のである旨を証する書類	買取りをする 者	措置法34条の 2 2項6号 措置法規則17 条の2 1項 8号	※ 「地方公共団体 が財産を提供して 設立した特定の団 体」とは、地方公 共団体が財産を提 供して設立した団 体（当該地方公共 団体とともに国、 地方公共団体及び 独立行政法人都市 再生機構以外の者 が財産を提供して 設立した団体を除 く。）で、都市計画 その他市街地の整 備計画に従って宅 地の造成を行うこ とを主たる目的と するものをいう。
⑦ 地方公共団体又は幹線 道路の沿道の整備に関す る法律第13条の2第1項 に規定する沿道整備推進 機構（※1）が同法第2 条第2号に掲げる沿道整 備道路の沿道の整備のた めに行う公共施設若しく は公用施設の整備、宅地 の造成又は建築物及び建 築敷地の整備に関する事 業で次に掲げるものの用 に供するために、都市計	(イ) 当該事業が左欄の(イ)か ら(ハ)に掲げる事業である 旨を証する書類 (ロ) 次に掲げる場合の区分 に応じそれぞれ次に掲げ る書類 A 当該土地等の買取り をする者が地方公共団 体である場合 当該土地等を当該事 業の用に供するために 買い取ったものである 旨を証する書類	地方公共団体 の長  当該地方公共 団体の長	措置法34条の 2 2項7号 措置法規則17 条の2 1項 9号	※1 沿道整備推進 機構は、公益社団 体法人（その社員総 会における議決権 の総数の2分の1 以上の数が地方公 共団体により保有 されているものに 限る。）又は公益財 団法人（その設立 当初において拠出 をされた金額の2 分の1以上の金額

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合(※2)</p> <p>(イ) 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の整備に関する事業</p> <p>(ロ) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業、住宅地区改良法第2条第1項に規定する住宅地区改良事業又は流通業務市街地の整備に関する法律第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業</p> <p>(ハ) 緩衝建築物(※3)の整備に関する事業で、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>A その事業の施行される土地の区域の面積が500㎡以上であること</p> <p>B 当該緩衝建築物の建築面積が150㎡以上であること</p> <p>C 当該緩衝建築物の敷地のうち日常一般に開放された空地の部分の面積の当該敷地の面積に対する割合が100分の20以上であること</p>	<p>B 当該土地等の買取りをする者が幹線道路の沿道の整備に関する法律第13条の2第1項に規定する沿道整備推進機構である場合</p> <p>当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨及び当該土地等の買取りをする者が当該沿道整備推進機構である旨を証する書類</p>	<p>当該沿道整備推進機構を幹線道路の沿道の整備に関する法律第13条の2第1項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長</p>		<p>が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。</p> <p>※2 当該事業が沿道整備推進機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。</p> <p>※3 緩衝建築物とは、遮音上有効な機能を有する建築物で幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則第14条第1項第2号(同条第2項の規定により適用される場合を含む。)及び第3号に掲げる要件に該当するもの(遮音上の効用を有しないものを除く。)をいう。</p>
<p>⑧ 地方公共団体又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第300条第1項に規定する防災街区整備推進機構(※1)が同法第2条第2号に掲げる防災街区としての整備のために行</p>	<p>(イ) 当該事業が左欄の(イ)から(ハ)に掲げる事業である旨を証する書類</p> <p>(ロ) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類</p> <p>A 当該土地等の買取りをする者が地方公共団</p>	<p>地方公共団体の長</p> <p>当該地方公共団体の長</p>	<p>措置法34条の2第2項8号 措置法規則17条の2第1項10号</p>	<p>※1 防災街区整備推進機構は、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているも</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>う 公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で次に掲げるものの用に供するために、都市計画法第8条第1項第5号の2に掲げる特定防災街区整備地区又は同法第12条の4第1項第2号に掲げる防災街区整備地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（※2）</p> <p>(イ) 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の整備に関する事業</p> <p>(ロ) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業又は住宅地区改良法第2条第1項に規定する住宅地区改良事業</p> <p>(ハ) 延焼防止建築物（※3）の整備に関する事業で、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>A その事業の施行される土地の区域の面積が300㎡以上であること。</p> <p>B 当該延焼防止建築物の建築面積が150㎡以上であること。</p>	<p>体である場合</p> <p>当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類</p> <p>B 当該土地等の買取りをする者が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第289条第1項に規定する防災街区整備推進機構である場合</p> <p>当該土地等を当該事業の用に買い取った旨及び当該土地等の買取りをする者が当該防災街区整備推進機構である旨を証する書類</p>	<p>当該防災街区整備推進機構を密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第289条第1項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長</p>		<p>のに限る。)又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。</p> <p>※2 当該事業が防災街区整備推進機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。</p> <p>※3 延焼防止建築物とは、特定防災街区整備地区に関する都市計画法第4条第1項に規定する都市計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第31条第3項第3号に規定する間口等の最低限度が定められているもの)に適合する建築物で建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物に該当す</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
				<p>るもの並びに防災街区整備地区計画に適合する建築物で密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第134条第1号ロ及びハに掲げる要件に該当するものをいう。</p>
<p>⑨ 地方公共団体又は中心市街地の活性化に関する法律第51条第1項に規定する中心市街地整備推進機構（※1）が同法第16条第1項に規定する認定中心市街地の整備のために同法第12条第1項に規定する認定基本計画の内容に即して行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で次に掲げるものの用に供するために、認定中心市街地の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（※2）</p> <p>(イ) 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の整備に関する事業</p> <p>(ロ) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業</p> <p>(ハ) 都市再開発法第129条の6に規定する認定再開発事業計画に基づいて行われる同法第129条の2第1項に規定する再開発事業</p>	<p>(イ) 当該事業が左欄の(イ)から(ハ)に掲げる事業である旨を証する書類</p> <p>(ロ) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類</p> <p>A 当該土地等の買取りをする者が地方公共団体である場合 当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類</p> <p>B 当該土地等の買取りをする者が中心市街地の活性化に関する法律第51条第1項に規定する中心市街地整備推進機構である場合 当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨及び当該土地等の買取りをする者が当該中心市街地整備推進機構である旨を証する書類</p>	<p>地方公共団体の長</p> <p>当該地方公共団体の長</p> <p>当該中心市街地整備推進機構を中心市街地の活性化に関する法律第51条第1項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長</p>	<p>措置法34条の2第2項9号 措置法規則17条の2第1項11号</p>	<p>※1 中心市街地整備推進機構は、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。</p> <p>※2 当該事業が中心市街地整備推進機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
				われるものに限る。
⑩ 地方公共団体又は景観法第92条第1項に規定する景観整備機構（※1）が同法第8条第1項に規定する景観計画に定められた同条第2項第5号ロに規定する景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために、当該景観計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（※2）	(イ) 当該事業が左欄に掲げる事業である旨を証する書類 (ロ) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類 A 当該土地等の買取りをする者が地方公共団体である場合 当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類 B 当該土地等の買取りをする者が景観法第92条第1項に規定する景観整備機構である場合 当該土地等を当該事業の用に供するため買い取ったものである旨及び当該土地等の買取りをする者が当該景観整備機構である旨を証する書類	地方公共団体の長  当該地方公共団体の長  当該景観整備機構を景観法第92条第1項の規定により指定した景観行政団体の長	措置法34条の2 2項10号 措置法令22条の8 15項 措置法規則17条の2 1項12号	※1 景観整備機構は、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。 ※2 当該事業が景観整備機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。
⑪ 地方公共団体又は都市再生特別措置法第73条第1項に規定する都市再生整備推進法人（※1）が同法第46条第1項に規定する都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために、当該都市再	(イ) 当該事業が左欄に掲げる事業である旨を証する書類 (ロ) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類 A 当該土地等の買取りをする者が地方公共団体である場合 当該土	地方公共団体の長  当該地方公共団体の長	措置法34条の2 2項11号 措置法規則17条の2 1項13号	※1 都市再生整備推進法人は、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
生整備計画の区域内にある土地等が、これらの者 に買い取られる場合(※ 2)	地等を当該事業の用に 供するために買い取っ たものである旨を証す る書類 B 当該土地等の買取り をする者が、都市再生 特別措置法第73条第1 項に規定する都市再生 整備法人である場合 当該土地等を当該事業 の用に供するために買 い取ったものである旨 及び当該土地等の買取 りをする者が当該都市 再生整備法人である旨 を証する書類	当該都市再生 整備法人を都 市再生特別措 置法第73条第 1項の規定に より指定した 市町村長又は 特別区の区長		益財団法人(その 設立当初において 抛出をされた金額 の2分の1以上の 金額が地方公共団 体により抛出をさ れているものに限 る。)であって、そ の定款において、 その法人が解散し た場合にその残余 財産が地方公共団 体又は当該法人と 類似の目的をもつ 他の公益を目的と する事業を行う法 人に帰属する旨の 定めがあるものに 限る。 ※2 当該事業が 都市再生整備推 進法人により行 われるものである 場合には、地方 公共団体の管理 の下に行われる ものに限る。
11の2 地方公共団体又は 地域における歴史的風致 の維持及び向上に関する 法律第34条第1項に規定 する歴史的風致維持向上 支援法人(※1)が同法 第12条第1項に規定する 認定重点区域における同 法第8条に規定する認定 歴史的風致維持向上計画 に記載された公共施設又 は公用施設の整備に関 する事業の用に供するた めに、当該認定重点区域 内にある土地等が、これ らの者に買い取られる場 合(※2)	(イ) 当該事業が左欄に掲 げる事業である旨を証す る書類 (ロ) 次に掲げ場合の区分に 応じそれぞれ次に掲げる 書類 A 当該土地等の買取り をする者が地方公共団 体である場合 当該土 地等を当該事業の用に 供するために買い取っ たものである旨を証す る書類 B 当該土地等の買取り をする者が歴史的風致 維持向上支援法人であ る場合 当該土地等を 当該事業の用に供する	地方公共団体 の長  当該地方公共 団体の長	措置法34条の 2 2項11号 の2 措置法規則17 条の2 1項 14号	※1 歴史的風致維 持向上支援法人 は、公益社団法人 (その社員総会に おける議決権の総 数の2分の1以上 の数が地方公共団 体により保有され ているものに限 る。)又は公益財団 法人(その設立当 初において抛出を された金額の2分 の1以上の金額が 地方公共団体によ り抛出をされてい るものに限る。)で あって、その定款

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
	<p>ために買い取ったものである旨及び当該土地等の買取りをする者が当該歴史的風致維持向上支援法人である旨を証する書類</p>	<p>する法律第34条第1項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長</p>		<p>において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。  ※2 当該事業が当該歴史的風致維持向上支援法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。</p>
<p>⑫ 次に掲げる計画に基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する事業で、一定の要件(※1)に該当するものとして都道府県知事が指定したものの用に供するために地方公共団体(地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体(※2)を含む。)又は国若しくは特定の法人(※3)に買い取られる場合</p> <p>(イ) 国土交通省の作成した苫小牧地区及び石狩新港地区の開発に関する計画</p> <p>(ロ) 青森県の作成したむつ小川原地区の開発に関する計画</p>	<p>(イ) 一定の要件(※1)に該当する一団の土地の造成に関する事業として指定をした事業である旨を証する書類</p> <p>(ロ) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類</p> <p>A 当該土地等の買取りをする者が地方公共団体である場合 当該事業の用に供するために当該土地等を買取ったものである旨を証する書類</p> <p>B 当該土地等の買取りをする者が地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体(※2)である場合 当該事業の用に供するために当該土地等を買取ったものである旨を証する書類</p> <p>C 当該土地等の買取りをする者が特定の法人(※3)である場合 次</p>	<p>都道府県知事</p> <p>当該地方公共団体の長</p> <p>当該特定の団体を所轄する都道府県知事</p>	<p>措置法34条の2 2項12号 措置法規則17条の2 1項15号</p>	<p>※1 一定の要件とは、次に掲げる要件をいう。</p> <p>(1) 当該計画に係る区域の面積が300ヘクタール以上であり、かつ、当該事業の施行区域の面積が30ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 当該事業の施行区域内の公共用の空地の面積が当該施行区域内に造成される土地の用途区分に応じて適正に確保されるものであること。</p> <p>※2 「地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体」とは、地方公共団体が財産を提供して設立した</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
	<p>に掲げる書類</p> <p>(A) 当該事業の用に供するために当該土地等を買収したものである旨を証する書類</p> <p>(B) 当該土地等の買取りをする者が特定の法人(※3)に該当する旨を証する書類</p>	<p>当該特定の法人</p> <p>都道府県知事</p>		<p>団体(当該地方公共団体とともに国、地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。)で、都市計画その他市街地の整備の計画に従って宅地の造成を行うことを主たる目的とするものをいう。</p> <p>※3 「特定の法人」とは、その発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上が国(国の全額出資に係る法人を含む。)又は地方公共団体により所有され又は出資をされている法人をいう。</p>
<p>⑬ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(以下「商店街活性化法」という。)第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく商店街活性化法第2条第2項に規定する商店街活性化事業又は商店街活性化法第7条第3項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく商店街活性化法第2条第3項に規定する商店街活性化支援事業でそれぞれ次の要件を満たすもの用に供するために特定法人(※)に買収される場合</p>	<p>(イ) 買取りをする者が特定法人に該当する旨を証する書類及び当該事業が左欄の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものであることにつき証明した書面</p> <p>(ロ) 当該土地等を当該事業の用に供するために買収したものである旨を証する書類</p>	<p>経済産業大臣</p> <p>当該土地等の買取りをする者</p>	<p>措置法34条の2 2項13号イ</p> <p>措置法規則17条の2 1項16号</p>	<p>※ 「特定法人」とは、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次の法人をいう。</p> <p>(1) 商店街活性化法第2条第2項に規定する商店街活性化事業</p> <p>商店街活性化法第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画(当該商店街活性化事業に係るものに限る。)に係る同条第1項に規定する認定商店街活性化事業者で</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>(4) 商店街活性化法第2条第2項に規定する商店街活性化事業</p> <p>A 当該事業が都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであること。</p> <p>B 当該事業により顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための公共用施設（休憩所、集会場、駐車場、アーケードその他これらに類する施設をいう。以下同じ。）が設置されること。</p> <p>C 当該事業に係る商店街活性化法第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく商店街活性化法第2条第2項に規定する商店街活性化事業を行う商店街活性化法第5条第1項に規定する認定商店街活性化事業者である商店街振興組合等（商店街活性化法第2条第2項に規定する商店街振興組合等をいう。）の組合員又は所属員で中小売業者等（商店街活性化法第2条第1項第3号から第7号までに掲げる者をいう。）に該当するものの事業の用に供される店舗その他の施設（当該認定商店街活性化事業計画の</p>				<p>ある法人で、中小企業等協同組合法第9条の2第7項に規定する特定共済組合及び同法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会以外のもの</p> <p>(2) 商店街活性化法第2条第3項に規定する認定商店街活性化支援事業</p> <p>商店街活性化法第7条第3項に規定する認定商店街活性化支援事業計画（当該商店街活性化支援事業計画に係るものに限る。）に係る同条第1項に規定する認定商店街活性化支援事業者である法人（商店街活性化法第6条第1項に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものう</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>区域内に存するものに限る。)及び当該認定商店街活性化事業計画に基づく当該商店街活性化事業により新たに設置される公共用施設の用に供される土地の区域の面積が1,000㎡以上であること。</p> <p>D 当該事業に係る商店街活性化法第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画が経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものであり、当該認定商店街活性化事業計画に従って当該事業が実施されていること。</p> <p>E その他以下に掲げる要件</p> <p>(A) 当該事業に参加する者の数が10以上であること。</p> <p>(B) 当該事業により新たに設置される公共用施設及び店舗その他の施設の用に供される土地の面積とこれらの施設の床面積との合計面積(これらの施設の建築面積を除く。)に占める売場面積の割合が2分の1以下であること。</p> <p>(C) 当該事業が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号、第4号若しく</p>				<p>ち、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに限る。)</p> <p>イ その社員総会における議決権の総数の3分の1を超える数が地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。</p> <p>ロ その社員総会における議決権の総数の4分の1以上の数が一の地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。</p> <p>ハ その拠出をされた金額の3分の1を超える金額が地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。</p> <p>ニ その拠出をされた金額の4分の1以上の金額が一の地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
	<p>は第12号に掲げる業務（同項第3号又は第4号に掲げる業務にあつては、同項第3号ロ又はハに掲げる事業又は業務に係るものに限る。）に係る資金（同項第12号に掲げる業務に係るものにあつては、土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。）の貸付け、株式会社日本政策金融公庫法第11条第1項第1号の規定による同法別表第1第1号若しくは第14号の下欄に掲げる資金（土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。）の貸付け又は国若しくは地方公共団体の補助金（土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な補助金に限る。）の交付を受けて行われるものであること。</p> <p>(四) 商店街活性化法第2条第3項に規定する商店街活性化支援事業</p> <p>A 当該事業が都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適</p>			

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>合して行われるものであること。</p> <p>B 当該事業を行う施設として研修施設（講義室を有する施設で、資料室を備えたものをいう。以下同じ。）で、その建築面積が150㎡以上であるものが設置されること。</p> <p>C 当該事業に係る商店街活性化法第7条第3項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく商店街活性化法第2条第3項に規定する商店街活性化支援事業を行う施設として新たに設置される研修施設の用に供される土地の区域の面積が300㎡以上であること。</p> <p>D 当該事業に係る商店街活性化法第7条第3項に規定する認定商店街活性化支援事業計画が経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものであり、当該認定商店街活性化支援事業計画に従って当該事業が実施されていること。</p> <p>E 当該事業が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号、第4号若しくは第12号に掲げる業務（同項第3号又は第4号に掲</p>				

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>げる業務にあつては、同項第3号ロ又はハに掲げる事業又は業務に係るものに限る。)に係る資金(同項第12号に掲げる業務に係るものにあつては、土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。)の貸付け、株式会社日本政策金融公庫法第11条第1項第1号の規定による同法別表第1第1号若しくは第14号の下欄に掲げる資金(土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。)の貸付け又は国若しくは地方公共団体の補助金(土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な補助金に限る。)の交付を受けて行われるものであること。</p>				
<p>⑬の② 中心市街地の活性化に関する法律(以下この項において「中心市街地活性化法」という。)第41条第2項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく同法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業(同項第1号から第4号まで又は第7号に掲げるものに限る。)で次の要件を満たすものの用に供するために特定法人(※</p>	<p>(イ) 買取りをする者が特定法人に該当する旨を証する書類及び当該事業が左欄の(イ)から(ホ)までの要件を満たすものであることにつき証明した書面 (ロ) 当該土地等を当該事業の用(当該事業が中心市街地活性化法第7条第7項第1号に定める事業である場合には、当該事業により設置される公共施設の用に限る。)に供するために買い取ったもの</p>	<p>経済産業大臣  当該土地等の買取りをする者</p>	<p>措置法34条の2 2項13号ロ 措置法規則17条の2 1項17号</p>	<p>※1 「特定法人」とは、認定特定民間中心市街地活性化事業計画(当該事業に係るものに限る。)に係る中心市街地活性化法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業者である法人(同法第7条第7項第7号に定める事業にあつては、</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>1) に買い取られる場合</p> <p>(イ) 当該事業が都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであること。</p> <p>(ロ) 当該事業により顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための公共用施設（休憩所、集会所、駐車場、アーケードその他これらに類する施設をいう。）が設置されること。</p> <p>(ハ) 事業の区域として次の事業の区分に応じそれぞれ次に掲げる区域の面積が1,000㎡（事業が中心市街地活性化法第7条第7項第3号若しくは第4号に定める事業又は同項第7号に定める事業（同項第3号又は第4号に定める事業に類するもので一定のもの（※2）に限る。）である場合には、500㎡）以上であること。</p> <p>A 中心市街地活性化法第41条第2項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心市街地活性化法第7条第7項第1号に定める事業</p> <p>当該事業を行う中心市街地活性化法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業者である商店街振興組合等の組合員又は所</p>	<p>である旨を証する書類</p>			<p>商工会、商工会議所及び次に掲げる法人に限る。）をいう。</p> <p>(1) 地方公共団体の出資に係る中心市街地活性化法第7条第7項7号に掲げる特定会社のうち、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>イ 当該法人の発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が地方公共団体又は独立行政法人中小企業基盤整備機構により所有され又は出資をされていること。</p> <p>ロ 当該法人の株主又は出資者の3分の2以上が中小小売商業者等又は商店街振興組合等であること。</p> <p>ハ その有する当該法人の株式の総数又は出資の金額の合計額の最も多い株主等が地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、中小小売商業者等又は商店街振興組</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>属員で中小小売商業者等に該当するものの事業の用に供される店舗その他の施設（当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画の区域内に存するものに限る。）及び当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく事業により新たに設置される公共用施設（休憩所、集会所、駐車場、アーケードその他これらに類する施設をいう。以下この項において同じ。）の用に供される土地の区域</p> <p>B 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心市街地活性化法第7条第7項第2号から第4号に定める事業</p> <p>これらの事業が施行される土地の区域</p> <p>C 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心市街地活性化法第7条第7項第7号に定める事業</p> <p>当該事業を行う認定特定民間中心市街地活性化事業者である法人に出資又は拠出をしている中小小売商業者等及び当該法人に出資又は拠出をしている商店街振興組合等の組合員又は所属員である中小小売商業者等の事業</p>				<p>合等のいずれかであること。</p> <p>(2) 中心市街地活性化法第7条第7項第7号に掲げる一般社団法人等であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもののうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの</p> <p>イ その社員総会における議決権の総数の3分の1を超える数が地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。</p> <p>ロ その社員総会における議決権の総数の4分の1以上の数が一の地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。</p> <p>ハ その拠出をされた金額の</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>の用に供される店舗その他の施設（当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画の区域内に存するものに限る。）並びに当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく事業により新たに設置される共同店舗その他の施設及び公共用施設の用に供される土地の区域</p> <p>(ニ) 当該事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号又は第4号に掲げる業務（同項第3号ロ又はハに掲げる事業又は業務に係るものに限る。）に係る資金（「連携集積活性化事業資金」という。）の貸付けを受けて行われるものであること。</p> <p>(ホ) その他の要件（※3）</p>				<p>3分の1を超える金額が地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。</p> <p>ニ その拠出をされた金額の4分の1以上の金額が一の地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。</p> <p>※2 同項第3号又は第4号に定める事業に類するもので一定のものは、共同店舗とともに公共用施設を設置する事業又は共同店舗と併設される公共用施設を設置する事業をいう。</p> <p>※3 その他の要件は次のとおりである。</p> <p>(1) 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心市街地活性化法第7条第7項第1号又は第2号に定める事業にあつては、これらの事業に参加する者の数が10以上であること。</p> <p>(2) 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
				<p>づく中心市街地活性化法第7条第7項第2号から第4号まで又は第7号に定める事業にあつては、これらの事業により新たに設置される公共用施設及び店舗その他の施設の用に供される土地の面積とこれらの施設の床面積との合計面積（これらの施設の建築面積を除く。）に占める売場面積の割合が2分の1以下であること。</p> <p>(3) 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づくづく中心市街地活性化法第7条第7項第7号に定める事業にあつては、特定民間中心市街地活性化対象区域内の施設又は当該事業により新たに設置される店舗その他の施設をその者の営む事業の用に供する者の数が10（当該事業が共同店舗とともに公共用施設を設置する事業又は共同店舗と併設される公共用施設を設置する事</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
				業である場合には、5)以上であること。
<p>⑬の③ 食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）第4条第4項の規定による認定を受けた計画に基づく同法第2条第5項に規定する食品商業集積施設整備事業で次の要件を満たすものの用に供するために特定法人（※1）に買い取られる場合</p> <p>(イ) 当該事業が都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであること。</p> <p>(ロ) 当該事業により整備される食品商業集積施設の用に供される土地の面積の合計が4,000㎡（当該事業が既設の小売市場（小売商業調整特別措置法第3条第1項に規定する小売市場及びこれに準ずるものであること）について農林水産大臣の認定を受けたものをいう。）の整備に係るものである場合には、1,000㎡）以上であること。</p> <p>A 一の建物（屋根、柱又は壁を共通にする建物及び同一敷地内に2以上の棟をなす建物を含む。）であって、10以上の中小小売業者の事業の用に供されているものであること。</p>	<p>(イ) 買取りをする者が特定法人に該当する旨を証する書類及び当該事業が左欄の(イ)から(ロ)までの要件を満たすものであることにつき証明した書面</p> <p>(ロ) 当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類</p>	<p>農林水産大臣</p> <p>当該土地等の買取りをする者</p>	<p>措置法34条の2 2項13号ハ</p> <p>措置法規則17条の2 1項18号</p>	<p>※1 「特定法人」とは、食品流通構造改善促進法第4条第4項の規定による認定を受けた法人のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 地方公共団体の出資に係る法人のうち、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 当該法人の発行済株式の総数若しくは出資金額の3分の2以上が地方公共団体により所有され若しくは出資をされ、又は当該法人の発行済株式の総数若しくは出資金額の2分の1以上が一の地方公共団体により所有され若しくは出資をされていること。</p> <p>ロ 当該法人の株主又は出資者の3分の2以上が中小食品販売業者又は食品販売事業協同組合等（中小企業等協同組合法第9条の9第1</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>B 当該建物内の店舗面積の大部分が中小食品販売業者の事業の用に供されるものであること。</p> <p>C 当該建物の敷地面積が500㎡以上であること。</p> <p>(ハ) その他の要件(※2)</p>				<p>項第1号又は第3号の事業を行う協同組合連合会を除く。)であること。</p> <p>ハ その有する当該法人の株式の総数又は出資の金額の合計額の最も多い株主等が地方公共団体、中小食品販売業者又は食品販売事業協同組合等のいずれかであること。</p> <p>(2) 公益社団法人又は公益財団法人であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもののうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの</p> <p>イ その社員総会における議決権の総数の3分の1を超える数が地方公共団体により保有されている公益社団</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
				<p>法人であること。</p> <p>ロ その社員総会における議決権の総数の4分の1以上の数が一の地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。</p> <p>ハ その拠出をされた金額の3分の1を超える金額が地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。</p> <p>ニ その拠出をされた金額の4分の1以上の金額が一の地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。</p> <p>※2 その他の要件は次のとおりである。</p> <p>(1) 当該事業により整備される次に掲げる施設の用に供される土地の面積と当該施設の床面積との合計面積（当該施設の建築面積を除く。）がそれぞれ次に掲げる面積以上であること。</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
				<p>イ 公共用施設 …2,000㎡(当該事業が既設の小売市場の整備に係るものである場合にあつては、660㎡)</p> <p>ロ 店舗用施設 …3,000㎡(当該事業が既設の小売市場の整備に係るものである場合にあつては、1,000㎡)</p> <p>(2) 当該事業により新たに設置される食品商業集積施設の用に供される土地の面積と当該施設の床面積との合計面積(当該施設の建築面積を除く。)に占める売場面積の割合が2分の1以下であること。</p> <p>(3) 当該売場面積の3分の2以上が中小小売商業者の事業の用に供されるものであること。</p> <p>(4) 食品商業集積施設をその事業の用に供する者の数が10以上であること及び当該者に占める食品販売業者の割合が3分の2以上であり、かつ、当該食品販売業</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
				者に占める中小小売商業者の割合が3分の2以上であること。
<p>⑭ 次に掲げる事業の用に供する土地の造成に関する事業で、一定の要件(※)に該当するものとして都道府県知事が指定したものの用に供するために買い取られる場合</p> <p>(イ) 農業協同組合法第11条の29《宅地等供給事業実施規程》に規定する宅地等供給事業のうち同法第10条第5項第3号《事業》に掲げるもの</p> <p>(ロ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する他の事業者との事業の共同化若しくは中小企業の集積の活性化に寄与する事業</p>	<p>(イ) 当該事業が左の指定をした事業である旨を証する書類</p> <p>(ロ) 当該土地等を左の事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類</p>	<p>都道府県知事</p> <p>買取りをする者</p>	<p>措置法34条の2 2項14号</p> <p>措置法規則17条の2 1項19号</p>	<p>※ 一定の要件とは、次に掲げる要件をいう。</p> <p>(1) 左の(イ)の場合 当該事業が都市計画その他土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること並びに当該事業により造成される土地の処分予定価額が当該事業の施行区域内の土地の取得及び造成に要する費用の額、分譲に要する費用の額、当該事業に要する一般管理費の額並びにこれらの費用に充てるための借入金の利子の額の見積額の合計額以下であること。</p> <p>(2) 左の(ロ)の場合 上記(1)の要件に該当すること及び当該事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号又は第4号に規定する資金の貸付けを受けて行われるものであること。</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>⑮ 特定法人（※）が行う産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第2条第2項《定義》に規定する特定施設（同項第1号に規定する建設廃棄物処理施設を含むものを除く。）の整備の事業（当該事業が、同法第4条第1項《整備計画の認定等》の規定による認定を受けた同項の整備計画（次に掲げる事項の定めがあるものに限る。）に基づいて行われるものに限る。）の用に供するために、土地等が地方公共団体又は当該特定法人に買い取られる場合</p> <p>(イ) 特定法人が当該特定施設を運営すること。</p> <p>(ロ) 当該特定施設の利用者を限定しないこと。</p>	<p>(イ) 当該土地等の買取りをする者が地方公共団体又は特定法人に該当する旨を証する書類及び特定法人が行う特定施設の整備の事業が左欄の(イ)及び(ロ)の要件を満たすものであることにつき証明した書面</p> <p>(ロ) 当該土地等を当該特定施設の整備の事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類</p>	<p>厚生労働大臣</p> <p>当該土地等の買取りをする者</p>	<p>措置法34条の2 2項15号 措置法規則17条の2 1項20号</p>	<p>と。</p> <p>※ 「特定法人」とは、次に掲げる法人をいう。</p> <p>(1) 地方公共団体の出資に係る法人のうち、その発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が一の地方公共団体により所有され又は出資されているもの</p> <p>(2) 公益社団法人又は公益財団法人であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもののうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの</p> <p>イ その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。</p> <p>ロ その社員総会における議決権の総数の</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
				<p>4分の1以上の数が一の地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。</p> <p>ハ その拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。</p> <p>ニ その拠出をされた金額の4分の1以上の金額が一の地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。</p>
<p>⑯ 広域臨海環境整備センター法第20条第3項《基本計画》の規定による認可を受けた同項の基本計画に基づいて行われる廃棄物の搬入施設の整備の事業の用に供するために、広域臨海環境整備センターに買い取られる場合</p>	<p>(イ) 当該事業が左の基本計画に基づいて行われる広域臨海環境整備センター法第2条第1項第4号《定義等》に掲げる廃棄物の搬入施設の整備の事業である旨を証する書類</p> <p>(ロ) 当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類</p>	<p>厚生労働大臣</p> <p>土地等の買取りをする者</p>	<p>措置法34条の2 2項16号 措置法規則17条の2 1項21号</p>	
<p>⑰ 生産緑地法第6条第1項《標識の設置等》に規定する生産緑地地区内にある土地が、同法の規定に基づき、地方公共団体、土地開発公社、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社又は独立行政法人都市再生機構に買い取</p>	<p>当該土地を同法第11条第1項《生産緑地の買取り等》、第12条第2項《生産緑地の買取りの通知等》又は第15条第2項《生産緑地の買取り希望の申出》の規定に基づき買い取ったものである旨を証する書類</p>	<p>当該土地の買取りをする者</p>	<p>措置法34条の2 2項17号 措置法規則17条の2 1項22号</p>	



区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>施設の再配置の促進に関する法律（以下次項までにおいて「地方拠点都市地域整備等促進法」という。）第22条第3項《土地の買取り等》の規定により土地等が買い取られる場合</p>		<p>する場合を含む。）又は地方拠点都市地域整備等促進法第22条第2項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者)</p>		
<p>20の2 中心市街地の活性化に関する法律（以下この項において「中心市街地活性化法」という。）第16条第1項に規定する土地区画整理事業、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項において「高齢者移動等円滑化法」という。）第39条第1項に規定する土地区画整理事業、大都市地域住宅等供給促進法による特定土地区画整理事業又は地方拠点都市地域整備等促進法による拠点整備土地区画整理事業が施行された場合において、土地等に係る換地処分により当該土地等のうち中心市街地活性化法第16条第1項、高齢者移動等円滑化法第39条第1項、大都市地域住宅等供給促進法第21条第1項若しくは地方拠点都市地域整備等促進法第28条第1項の保留地に対応する部分の譲渡（中心市街地活性化法第16条第1項の保留地に対応する部分の譲渡にあつては、当該保留地の上に設置され</p>	<p>当該土地等につき中心市街地活性化法第16条第1項に規定する土地区画整理事業、高齢者移動等円滑化法第39条第1項に規定する土地区画整理事業、大都市地域住宅等供給促進法による特定土地区画整理事業又は地方拠点都市地域整備等促進法による拠点整備土地区画整理事業に係る換地処分が行われ、その換地処分により当該土地等のうち、中心市街地活性化法第16条第1項、高齢者等移動円滑化法第13条第1項、大都市地域住宅等供給促進法第21条第1項又は地方拠点都市地域整備等促進法第28条第1項の保留地に対応する部分の譲渡があつた旨（当該土地等の譲渡が中心市街地活性化法第16条第1項の保留地に対応する部分の譲渡である場合にあつては、その旨及び当該保留地の上に設置される同項に規定する都市福利施設又は公営住宅等の設置をする者が措置法令第22条の8第27項に規定する者である旨とし、当該土地等の譲渡が高齢者移動等円滑化法第39条第1項の保</p>	<p>土地区画整理事業、特定土地区画整理事業又は拠点整備土地区画整理事業の施行者</p>	<p>措置法34条の2 2項20号措置法規則17条の2 1項25号ロ</p>	<p>※1 「都市福利施設又は公営住宅等の設置をする者」とは、国、地方公共団体、措置法第34条の2第2項第9号に規定する中心市街地整備推進機構及び国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体によりその資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上が出資されている法人をいう。          ※2 「生活関連施設又は一般交通用施設の設置をする者」とは、国、地方公共団体、高齢者移動等円滑化法第39条第1項に規定する公共交通事業者等（同法第2条第4号イ及びピロに掲げる者並びに同号ハに規定する一般乗合旅客自動車運送業に限る。）</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>る同項に規定する都市福利施設又は公営住宅等の設置をする者(※1)、高齢者移動等円滑化法第39条第1項の保留地に対応する、部分の譲渡にあつては、当該保留地の上に設置される同項に規定する生活関連施設又は一般交通用施設の設置をする者(※2)である場合に限るものとし、当該生活関連施設又は一般交通用施設の設置をする者がするものを除く。)があつたとき</p>	<p>留地に対応する部分の譲渡である場合にあつては、その旨並びに当該保留地の上に設置される同項に規定する生活関連施設又は一般交通用施設の設置をする者が措置法令第22条の8第28項に規定する者である旨及び当該保留地に対応する部分の譲渡をする者が当該設置をする者でない旨)を証する書類</p>			<p>及び国(国の全額出資に係る法人を含む。)又は地方公共団体によりその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上が出資されている法人をいう。</p>
<p>⑳ 土地区画整理事業(同法第3条第1項《土地区画整理事業の施行》の規定によるものを除く。)が施行された場合において土地等の上に存する建物又は構築物が建築基準法第3条第2項《適用除外》に規定する建築物その他の次に掲げる建物又は構築物に該当していることにより換地(当該土地の上に存する権利の目的となるべき土地を含む。)を定めることが困難であることにつき、国土交通大臣の証明がされた当該土地等について土地区画整理事業第90条《所有者の同意により換地を定めない場合》の規定により換地が定められなかったことに伴い、同法第94条《清算金》の規定による清算金を取得するとき</p> <p>(イ) 建築基準法第3条第2項に規定する建築物</p> <p>(ロ) 次の建築物又は構築</p>	<p>(イ) 当該土地等の上に存する建物等が左の(イ)～(ロ)に掲げる建築物又は構築物に該当していることにより換地を定めることが困難となる次に掲げる事情のいずれかに該当する旨を証する書類</p> <p>A 当該土地等に係る換地処分が行われたとしたならば、建築基準法その他の法令の規定により、当該建物等を引き続き従前の用途と同一の用途に供すること又は換地処分により取得する土地等の上に建物等を建築して従前の用途と同一の用途に供することができなくなると認められること</p> <p>B 当該土地等に係る換地処分が行われ、当該建物等を引き続き従前の用途と同一の用途に供するとしたならば、当該建物等の構造、配置、設計、利用構成等を著しく変更する必要</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>措置法34条の2 2項21号 措置法規則17条の2 1項26号</p>	<p>※1 「風俗営業の営業所」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項《用語の意義》に規定する風俗営業の営業所</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>物</p> <p>A 風俗営業の営業所（※1）が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第2項第2号《許可の基準》の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際当該条例の規定に適合しない場合の当該風俗営業の営業所の用に供されている建築物又は構築物</p> <p>B 店舗型性風俗特殊営業（※2）が同法第28条第1項《店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等》の規定の施行又は適用の際同項の規定に適合しない場合の当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の用に供されている建築物又は構築物</p> <p>C 店舗型性風俗特殊営業が同条第2項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際当該条例の規定に適合しない場合の当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の用に供されている建築物又は構築物</p> <p>D 店舗型電話異性紹介営業（※3）が同法第31条の13第1項《店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等》の規定若しくは同項において準用する同法第28条第2項の規定に基づく条例</p>	<p>があると認められ、かつ、当該建物等における従前の生活又は業務の継続が著しく困難となると認められること</p> <p>(四) 換地が定められなかったことに伴い土地区画整理法第94条の規定による清算金の支払をした旨を証する書類</p>	<p>土地区画整理事業を施行する者</p>		<p>で、風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭和59年法律第76号）附則第2条第2項《新たに風俗営業に該当することとなる営業に関する経過措置》又は第3条第1項《従前の風俗営業に関する経過措置》の規定の適用に係るものをいう。</p> <p>※2 「店舗型性風俗特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条第3項に規定する店舗型性風俗特殊営業をいい、風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭和59年法律第76号）附則第4条第2項又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成10年法律第55号）附則第4条第2項《店舗型性風俗特殊営業に関する経過措置》の規定の適用に係るものを含む。</p> <p>※3 「店舗型電話異性紹介営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の13第1項に規定する店舗型電</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>の規定の施行若しくは適用の際同法31条の13第1項において準用する同法第28条第1項の規定若しくは当該条例の規定に適合しない場合の当該店舗型電話異性紹介営業の営業所の用に供されている建築物又は構築物</p> <p>E 同法第33条第5項《深夜における酒類提供飲食店営業の届出等》に規定する営業が同条第4項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際当該条例の規定に適合しない場合の当該営業の営業所の用に供されている建築物又は構築物</p> <p>(ハ) 屋外タンク貯蔵所(※4)で危険物の規制に関する政令第11条第1項第1号の2の表の第2号《屋外タンク貯蔵所の基準》の上欄に掲げる屋外貯蔵タンクの存するもの</p> <p>(ニ) 都市計画法第8条第1項第1号《地域地区》に規定する用途地域が変更され、又は変更されることとなることにより、引き続き従前の用途と同一の用途に供することができなくなる建築物若しくは構築物又は換地処分により取得する土地等の上に、建築して従前と同一の用途に供することができなくなる建築物</p>				<p>話異性紹介営業をいい、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第52号）附則第2条第2項《店舗型電話異性紹介営業等の届出に関する経過措置》の規定の適用に係るものを含む。</p> <p>※4 「屋外タンク貯蔵所」とは、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和51年政令第153号）附則第2項に規定する屋外タンク貯蔵所をいう。</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>若しくは構築物</p> <p>(ホ) 道路運送車両法第77条《自動車分解整備事業の種類》に規定する自動車分解整備事業者の当該事業の事業場の規模が昭和42年改正規則又は昭和53年改正規則(※5)の施行の際道路運送車両法施行規則第57条第1項《認証基準》及び別表第2号又は昭和53年改正規則による改正後の道路運送車両法施行規則別表第4の規定に適合しない場合の当該事業場に係る建築物又は構築物</p> <p>(ハ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第5号までに掲げる営業に係る営業所(※7)の同法第4条第2項第1号に規定する構造又は設備の全部が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の施行(※8)の際同規則第8条《構造及び設備の技術上の基準》に規定する技術上の基準(当該営業所に係る床面積の大きさの基準に限る。)に適合しない場合の当該営業所の用に供されている建築物</p>				<p>※5 昭和42年改正規則附則第2項又は昭和53年改正規則附則第2項の規定の適用に係るものに限る。</p> <p>※6 「昭和42年改正規則」とは、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令(昭和42年運輸省令第27号)をいい、「昭和53年改正規則」とは、同規則の一部を改正する省令(昭和53年運輸省令第7号)をいう。</p> <p>※7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)の附則第2項《経過措置》の規定の適用に係るものに限る。</p> <p>※8 施行日は、昭和60年2月13日である。</p>
<p>⑳ 土地等につきマンション建替法第2条第1項第4号に規定するマンション建替事業が施行された場合において、当該土地</p>	<p>(イ) 当該土地等に係る権利変換によりマンション建替法第75条の規定による補償金を当該個人がやむを得ない事情により同法</p>	<p>マンション建替事業の施行者</p>	<p>措置法34条の2 2項22号 措置法規則17条の2 1項27号</p>	<p>※ 「やむを得ない事情により申出をしたと認められる場合」及び「やむを得ない事情があ</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>等に係る同法の権利変換により同法第75条《補償金》の規定による補償金（当該個人（同条第一号に掲げる者に限る。）がやむを得ない事情により同法第56条第1項《権利変換を希望しない旨の申出等》の申出をしたと認められる場合（※）における当該申出に基づき支払われるものに限る。）を取得するとき又は当該土地等が同法第15条第1項《区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求》若しくは第64条第1項若しくは第3項《権利変換計画に関する総会の議決に賛成しなかった組合員に対する売渡し請求等》の請求（当該個人にやむを得ない事情があったと認められる場合（※）にされたものに限る。）により買い取られたとき。</p>	<p>第56条第1項の申出をしたと認められる場合における当該申出に基づき支払ったものである旨又は当該土地等を同法第15条第1項若しくは第64条第1項又は第3項の請求により買い取ったものである旨を証する書類</p> <p>(四) 次に掲げる場合のいずれかに該当する旨及びその該当することにつきマンション建替事業の施行者がその該当することにつきマンション建替法第37条第1項又は第53条第1項の審査委員の過半数の確認があった旨を証する書類</p> <p>A マンション建替法第56条第1項の申出をした者又は同法第15条第1項若しくは第64条第1項の請求をされた者又は同条第3項の請求をした者（以下「申出人等」という。）の有する同法第2条第1項第6号に規定する施行マンションが都市計画法第8条第1項第1号から第2号の2までの地域地区による用途の制限につき建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けるものである場合</p> <p>B Aの施行マンションにおいて住居を有し若しくは事業を営む申出人等又はその者と住居及び生計を一にしている者が老齢又は身体上の障害のためマンション建替法第2条第1項</p>	<p>マンション建替事業の施行者</p>		<p>ったと認められる場合」とは、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合で、措置法第34条の2第2項第22号のマンション建替事業の施行者がその該当することにつきマンション建替法第37条第1項又は第53条第1項の審査委員の過半数の確認を得た場合とする。</p> <p>(1) 申出人等の有する同法第2条第1項第6号に規定する施行マンションが都市計画法第8条第1項第1号から第2号の2までの地域地区による用途の制限につき建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けるものである場合</p> <p>(2) (1)の施行マンションにおいて住居を有し若しくは事業を営む申出人等又はその者と住居及び生計を一にしている者が老齢又は身体上の障害のためマンション建替法第2条第1項第7号に規定する施行再建マンションにおいて生活する</p>



区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<p>護及び利用》に規定する条例の定めるところにより特別地域として指定された地域で、当該地域内における行為につき同法第13条第1項《特別地域》に規定する特別地域内における行為に関する同法第2章第3節《保護及び利用》の規定による規制と同等の規制が行われている地域として環境大臣が認定した地域内の土地又は自然環境保全法第45条第1項《都道府県自然環境保全地域の指定》に規定する都道府県自然環境保全地域のうち同法第46条第1項《保全》に規定する条例の定めるところにより特別地区として指定された地区で、当該地区内における行為につき同法第25条第1項《特別地区》に規定する特別地区内における行為に関する同法第4章第2節《保全》の規定による規制と同等の規制が行われている地区として環境大臣が認定した地区内の土地が地方公共団体に買い取られる場合</p>	<p>として指定された地区内のものである旨を証する書類</p> <p>(ロ) 当該特別地域として指定された地域又は特別地区として指定された地区内の行為に関する規制が自然公園法第2章第3節又は自然環境保全法第4章第2節の規定による規制と同等の規制が行われていると認定した旨の通知に係る文書の写し</p>	<p>環境大臣</p>	<p>29号</p>	
<p>㊸ 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号《市町村の定める農業振興地域整備計画》に規定する農用地区域内にある農用地が、農業経営基盤強化促進法第13条の2第2項の協議に基づき、同項に規定する農地保有合理化法人（※1）に買い取られる場合</p>	<p>(イ) 当該土地等が左の農用地区域内にある農用地である旨及び当該土地等の買取りにつき左の協議に係る農業経営基盤強化促進法第13条の2第2項の規定による通知をしたことを証する書類（※2）</p> <p>(ロ) 当該土地等を当該協議に基づき買い取ったものである旨を証する書類</p> <p>(ハ) 当該土地等の買取りを</p>	<p>市町村長</p> <p>土地等の買取りをする者</p> <p>都道府県知事</p>	<p>措置法34条の2 2項25号 措置法令22条の8 33項 措置法規則17条の2 1項 30号</p>	<p>※1 農地保有合理化法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団</p>

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
	<p>する者が農地保有合理化法人に該当する旨を証する書類（買取りをする者が一般社団法人又は一般財団法人である場合に限る。）</p>			<p>法人（その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているのに限る。）であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。</p> <p>※2 「通知をしたことを証する書類」は、その通知をした年月日の記載があるものに限る。</p>